第１１５号議案

町区域の変更について

上記の議案を提出する。

平成２４年(2012年)１１月２９日

提出者　町田市長　石　阪　丈　一

町区域の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定に基づき、本市内の町区域を別紙町区域変更参考図に示すとおりに変更するとともに、字区域を別紙字区域廃止調書のとおり廃止する。

なお、この新設及び変更は２０１３年2月1日から施行する。

町田市町区域変更及び字区域廃止調書

土地の表示は平成二十四年九月二十八日現在

次の区域を木曽西二丁目に編入し、字区域を廃止する。

町名	字名	地番												
木曽町	字十九号	二三八一の四	二三八八の二から二三八八の三	六〇八の三										
		二三八三の四	二三九一の二	六〇九の三	六一二の二									
		二三八四の一から二三八四の二	二三九二の二	六一〇の三	六一三の二									
		二三八五の四	二三九三の二		六一四の二									
		二三八七の五			六一五の二									
		二三八七の十五から二三八七の二十			六一六の二									
根岸町	字二十号			六〇八の三	六一一の二									
	字十九号					六一七の三								

右の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

次の区域を根岸一丁目に編入し、字区域を廃止する。

町名	字名	地番										
木曽町	字二十号	二三九四の二	二三九五の六	二三九六の六								
根岸町	字二十号	五七二の三	五七六の三	五七七の四	五八〇の五から五八〇の一六	五八五の二	五八六の二					
	字二十二号	五八七の一	五八八の一	五八九の二	六〇二の二	六〇三の三	六〇三の七から六〇三の八					
		二七三の二から二七三の十四	二八四の二から二八四の三	二八六	二八七の一から二八七の二	二八七の四から二八七の五	二八七の八					
		二八八の八から二八八の九	二八九の六から二八九の九	二九〇の一〇								
	字二十三号	八七の三	八八の二									

右の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

次の区域を根岸町に編入し、字区域を廃止する。

町名	字名	地番
木曽町	字二十三号	二五一三の二

次の区域の字区域を廃止する。

町名	字名	地番											
根岸町	字二十三号	六七の二から六七の五	六八の二	七六の二	七七の二	八四の二	八六の二						
	字二十四号	四六の二	四七の二	四八の二	四九の三								
矢部町	字二十四号	二五一九の二	二五二五の二	二五二六の三から二五二六の四	二五二六の一	二五二七の四から二五二七の五	二五三六の二						
		二五三七の二から二五三七の六	二五五八の二から二五五八の三	二五五九の二から二五五九の三	二五六〇の二から二五六〇の三	二五六三の二	二五六三の四から二五六三の六						

右の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

町区域変更参考図

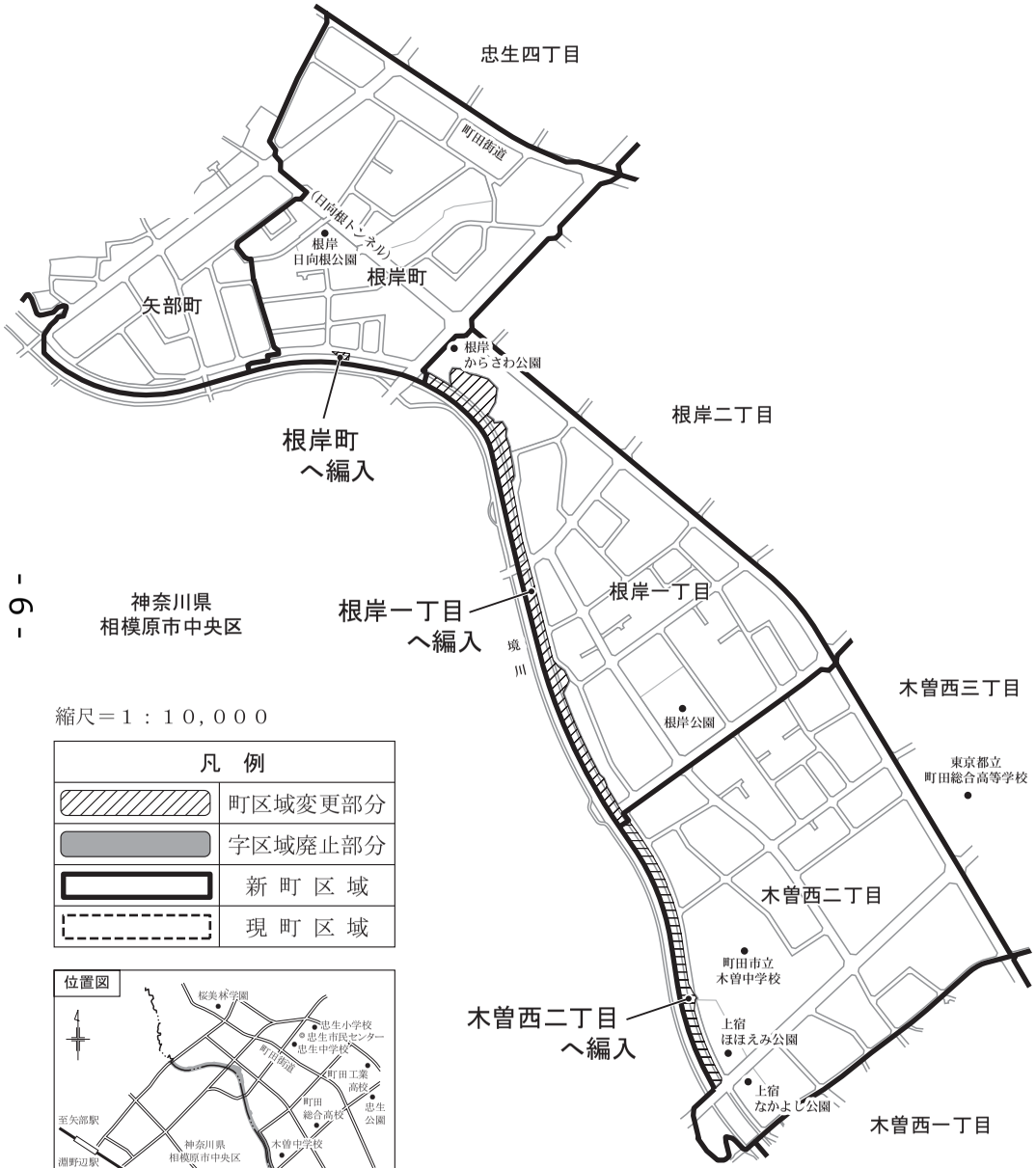

縮尺＝１：１０，０００

凡　例	
	町区域変更部分
	字区域廃止部分
	新 町 区 域
	現 町 区 域

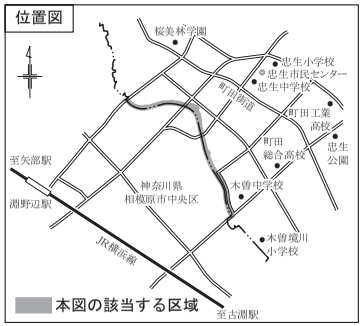

字区域廃止参考図